



			の別	種別					

(注意事項)

- 1 未定の場合には、届出時点における見込みを記載すること。
- 2 「出資対象事業持分の種別」の欄には、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」、「外国の法令に基づく権利」又は「その他の権利」の別について記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「私募・運用の別」の欄には、法第 63 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「私募」と、同項第 2 号に掲げる行為に係る業務を行う場合は「運用」と、双方を行う場合は「私募・運用」と記載すること。
- 5 「届出の種別」の欄には、当該出資対象事業持分に関して行う業務が、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）附則第 48 条第 1 項に規定する特例投資運用業務である場合は「附則 48 条」と、金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 32 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧法第二号適格機関投資家等特例業務である場合は「旧 63 条」と、同法による改正後の金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る業務である場合は「63 条」と記載すること。
- 6 「適格機関投資家の種別」の欄には、当該出資対象事業持分の私募の相手方となる適格機関投資家又は金銭その他の財産の出資若しくは拠出をする適格機関投資家に関し、「金融商品取引業者等」、「金融機関等」、「投資事業有限責任組合」、「事業法人等」、「個人」、「外国法人又は外国人等」又は「その他」の別及びその数について記載すること。

なお、適格機関投資家の種別の定義は以下のとおりとする。

「金融商品取引業者等」

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）（以下 6 において「定義府令」という。）第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者をいう。

「金融機関等」

同項第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 17 号まで、第 19 号又は第 21 号に掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）附則第 36 条の規定により適用する定義府令第 10 条第 1 項の特定承継会社をいう。

「投資事業有限責任組合」

定義府令第 10 条第 1 項第 18 号に掲げる者をいう。

「事業法人等」

同項第 20 号、第 23 号イ又は第 23 号の 2 に掲げる者（第 23 号イに掲げる者にあつては、居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 5 号前段に規定する居住者をいう。以下 6 において同じ。）に限る。）をいう。

「個人」

定義府令第10条第1項第24号イに掲げる者（居住者に限る。）をいう。

「外国法人又は外国人等」

同項第3号、第6号、第22号、第23号イ、第23号ロ、第24号イ、第24号ロ又は第25号から第27号までに掲げる者（第23号イ及び第24号イに掲げる者にあつては非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）に限り、第23号ロ及び第24号ロに掲げる者にあつては外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合に限る。）をいう。

「その他」

定義府令第10条第1項第23号ロ又は第24号ロに掲げる者（外国の法令に基づく契約に係る業務執行組合員等である場合を除く。）をいう。

- 7 「適格機関投資家以外の出資者の有無」の欄には、適格機関投資家以外の者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は適格機関投資家以外の者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 8 「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄には、第233条の3各号に掲げる者を相手方として当該出資対象事業持分の私募を行う場合又は第233条の3各号に掲げる者から出資若しくは拠出を受けた金銭その他の財産の運用を行う場合に「有」と記載し、それ以外の場合は「無」と記載すること。
- 9 「公認会計士又は監査法人の氏名又は名称」の欄には、「第233条の3各号に掲げる者の有無」の欄に「有」と記載した場合に、当該業務に係る出資対象事業の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面について監査を行う公認会計士又は監査法人の氏名又は名称を記載すること。

### 3 役員及び政令で定める使用人の状況

( 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役職	政令で定める使用人の種別

(注意事項)

- 1 外国法人にあつては、国内における代表者（法第63条第7項第1号ニに規定する者をいう。）について記載する必要はない。
- 2 「政令で定める使用人の種別」の欄には、「法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人その他これに準ずる者」又は「運用を行う部門を統括する使用人その他これに準ずる者」に該当する場合に、その種別について記載すること。
- 3 婚姻により氏を改めた者においては、婚姻前の氏名を「氏名又は名称」欄に（ ）書きで併せて記載することができる。

### 4 適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の状況

( 年 月 日現在)

名称	所在地	電話番号

--	--	--

(注意事項)

適格機関投資家等特例業務を行う営業所又は事務所ごとに記載すること。